

令和7年第1回嵐山町議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月24日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
議案第57号～議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
閉会の宣告	27

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第520号

令和7年嵐山町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和7年12月16日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和7年12月24日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

- 1) 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 2) 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
- 3) 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 4) 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 5) 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 6) 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 7) 令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 8) 令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 9) 令和7年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	佐 藤 弘 美 議 員	2 番	竹 内 隆 哲 議 員
3 番	橋 本 将 議 員	4 番	宮 本 大 裕 議 員
5 番	小 林 智 議 員	6 番	藤 野 和 美 議 員
7 番	吉 本 秀 二 議 員	8 番	森 一 人 議 員
9 番	青 柳 賢 治 議 員	1 0 番	畠 山 美 幸 議 員
1 1 番	川 口 浩 史 議 員	1 2 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 3 番	狛 守 勝 義 議 員		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和7年第1回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

12月24日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第57号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第58号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第59号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第60号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第61号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第 9 議案第62号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第10 議案第63号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第11 議案第64号 令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第12 議案第65号 令和7年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第13 発委第 7号 嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出について

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	森一人	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	狩守勝義	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
柳澤純子	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
馬橋透	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
伊藤恵一郎	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長

久	保	哲	也	学校統合推進課長
青	木	正	志	生涯学習課長
中	村		寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○狛守勝義議長 皆さん、おはようございます。第1回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第1回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内では通話をご遠慮ください。

(午前 9時58分)

◎開議の宣告

○狛守勝義議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○狛守勝義議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により

第3番 橋本 将 議員

第4番 宮本 大裕 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○狛守勝義議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

森議会運営委員長。

○森 一人議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回臨時会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開会いたしました。

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として狛守議長、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、中嶋副町長、萩原総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の条例4件、予算5件の計9件及び委員会提出議案1件ということでご

ざいます。その後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は本日12月24日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○狹守勝義議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○狹守勝義議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、本臨時会の予定及び議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、条例4件、予算5件、計9件、委員会提出議案1件であります。

提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第57号～議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第4、議案第57号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、日程第5、議案第58号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、日程第6、議案第59号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、日程第7、議案第60号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を一括議題といたしたいと思えます。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和7年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料、期末手当、勤勉手当及び通勤手当を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和7年人事院勧告に準拠して、一般職の任期付職員に支給する給料、期末手当及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和7年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料等の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

最後に、議案第60号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和7年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料等の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第57号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについてから議案第60号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件について、細部について説明させていただきます。

議案第57号から議案第60号は、令和7年人事院勧告に準拠いたしまして改定を行うもので、本年の人事院勧告ですが、通勤手当、月例給及び特別給につきまして引上げとなるもので、民間給与等の格差を埋めるため、一般職員に支給する初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含め、俸給月額引上げ及び特別給の支給率を引き上げるものでございます。議会の議員及び特別職の特別給についても同様に引上げを行うものでございます。

まず、議案第57号ですが、参考資料を御覧いただきたいと存じます。今回の給与改定の概要をお示ししたものでございます。人事院勧告に準拠し、月例給及び特別給につきましては、一般職員に支給する給与等の改定を行うものでございます。初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含め、俸給月額引上げと特別給の支給率を0.05月分引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた支給率を年間4.65月分とするものでございます。実施時期でございますが、月例給につきましては令和7年4月1日から適用とし、特別給につきましては本年12月から改正するものでございます。

議案書の裏面、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。本条例は2条より構成されております。初めに、附則を御覧ください。施行期日ですが、令和7年4月1日に遡って適用するもので、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものです。

第1条を御覧ください。令和7年4月1日に遡って適用するものです。第10条、通勤手当ですが、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員7,100円を7,300円に、片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員1万円を1万400円に、片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員1万2,900円を1万3,500円に、片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員1万5,800円を1万6,600円に、片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員1万8,700円を1万9,700円に、片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員2万1,600円を2万2,800円に、片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員2万4,400円を2万5,900円に、片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員2万6,200円を2万9,100円に、片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員2万8,000円を3万2,300円に、片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員2万9,800円を3万5,500円に、片道60キロメートル以上ある職員3万1,600円を3万8,700円に改めるものでございます。

第14条、期末手当の規定です。期末手当の支給割合は、12月の支給分を100分の125から100分の127.5に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の70から100分の72.5に改め、第15条、勤勉手当では、勤勉手当の支給割合について、12月の支給分は100分の105から100分の107.5に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の50から100分の52.5に改めるものでございます。

第2条を御覧ください。令和8年4月1日から適用するもので、第14条の期末手当ですが、期末手当の支給割合を100分の126.25に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の71.25に改めるものです。

第15条の勤勉手当ですが、勤勉手当の支給割合を100分の106.25に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の51.25に改めるものでございます。

続きまして、議案第58号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

議案第58号は、一般職の特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員に支給する給与及び期末勤勉手当の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。本条例は2条より構成されておりまして、第1条では令和7年4月1日に遡って適用するもので、第7条は特定任期付職員の給料表を、第8条では特定業務等従事者任期付職員の給料表の改正となっております。

第10条は、特定任期付職員の特別給の改定です。期末手当については、支給割合を100分の95であったものを、12月の支給にあっては100分の97.5と改め、勤勉手当については100分の90とするものでございます。

第2条は令和8年4月1日から適用するもので、期末手当の支給割合を100分の96.25に改め、勤勉手当の支給割合を100分の88.75と改めるものでございます。

次に、議案第59号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて並びに議案第60号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

議案第59号、議案第60号は、令和7年人事院勧告に準拠しまして、一般職員に支給する特別給の額の改定をすることに伴い、同様の措置を講ずるものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。それぞれの条例につきまして、2条より構成しております。1条では、期末手当の支給割合を100分の230であったものを、12月の支給にあつては100分の235と改めるものでございます。

2条では、期末手当の支給割合を100分の232.5と改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用し、第2条の規定を令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第57号から議案第60号の細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 質疑も一括ですか。

○狛守勝義議長 一括で申し上げます。

○11番（川口浩史議員） 採決も一括なのですか。

○狛守勝義議長 採決は別々。

○11番（川口浩史議員） 別ですね。了解です。

初めに、一般職の通勤手当、これ使用距離ってあるわけですよね。スクールバスを走らせるのには、走らせる基準として直線で測った距離でやるのだということなのですが、使用距離というのもそういう考えであるのか、ちょっと確認ですけれども、伺いたいと思います。

それから、この後予算のほうで出てきますけれども、会計年度任用職員、ちょっとこれ上がっていますよね。これどこの条例が会計年度任用職員の引上げに当たっているのか、当たるのか、ちょっと伺いたいと思います。

そして、議員と特別職なのですけれども、民間がどの程度上がっているかというのが、私として一番の基準になるのですけれども、特にこの、特にというか、大企業が上がっているのは分かるのですけれども、中小がどの程度上がっているのかというのをお分かりでしたら伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 答弁求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

通勤手当の距離につきましては、片道何キロメートルということですが、その測り方についてのご質問だったと思います。直線距離でなく、役場に来るまでの一番最短距離というのですか、を通ってくる道の距離で測っております。直線距離ではございません。

続きまして、会計年度任用職員の給与の価格の上昇についてということの質問だったと思います。一般職の改定の一番後ろに給料表が添付してあるかと思っております。こちらのほうの給料表で、1級の11号給を見ていただきたいと思っております。21万円というところが、初めて1年目の会計年度任用職員さんの月額給になっています。ただし、会計年度任用職員さんは時給計算で出しますので、この21万円を時給計算をして、何時間働いたということでお支払いをしております。旧給料表の1級の11号給とこちらの金額をおのおの時間給で計算しますと差が出ますので、差が出た分の時間を掛けたものが、今回の4月からの遡っての支給の金額となります。

続きまして、議員の報酬、人事院勧告でどういう業者さんと比べているのかということでございます。まず、嵐山町には人事院ございませんので、国の人事院に基づいて、その勧告に基づいて支給をしております。民間等の比較ですが、昨年度までは企業規模が50人以上の職員のいる企業を対象としていましたが、今年度、令和7年度は100人以上の事業所を対象に人事院勧告は調査をしています。

以上です。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、民間との差だけでいいのですけれども、質問を。もっと大きな企業が対象になってしまっているということなのですね。中小がどの程度上がったかというのは、何か分かりますかね。このくらい上がっているのだよというのがあれば、分かればちょっと伺いたいと思っておりますけれども。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

中小企業の給与のアップにつきましては把握しておりません。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

そのほか。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第57号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第58号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第59号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狛守勝義議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第60号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて、討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第60号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を

採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○狛守勝義議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第8、議案第61号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第61号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第61号は、令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,289万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億4,488万円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、細部について説明させていただきます。

補正予算（第4号）は、令和7年人事院勧告に準拠して一般職員に支給する給与、期末手当、勤勉手当及び通勤手当等及び一般職員に支給する給与等の額を改正することに伴い、同様の措置を講ずる町議会議員及び特別職の期末手当支給月数の改定に伴う補正とエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業への補正予算となっております。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページ、5ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出の今回の補正額を款項別にそれぞれ記載させていただいてございます。

12、13ページをお願いします。2の歳入でございます。15款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,169万9,000円で、物価高騰対応重点支援臨時交付金（推奨メニュー）分の増額に伴い補正するものでございます。補助率は10分の10でございます。嵐山町には推奨メニュー分として1億6,131万2,000円が交付限度額として示されました。今回は1億1,169万9,000円の補正で組みさせていただき、残りの4,961万3,000円につきましては、令和8年度の予算に組み込みさせていただきます。

続きまして、2目民生費国庫補助金、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金4,000万円でご

ざいます。物価高対応子育て応援手当支給事業に対して交付されるもので、補助率は10分の10でございませう。児童手当支給対象児童に子ども1人当たり一律2万円を支給するものでございませう。

物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金120万円でございます。物価高対応子育て応援手当支給事業の事務費に対して交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金4,000万円でございます。補正後の現在高は9億424万6,000円となります。財政調整基金比率につきましては18.36%となります。

次に、歳出でございます。全般にわたり、人事院勧告による人件費等の補正分を計上しております。

20、21ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、(21)障害者施設等物価高騰対策支援事業、障害者施設等物価高騰対策支援事業補助金345万7,000円で、物価高騰の影響を受ける町内障害者施設等への支援に要する経費でございます。

2目老人福祉費、(15)介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業、介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金326万1,000円で、物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所等への支援に要する経費でございます。

(16)配食サービス事業者物価高騰対策支援事業、配食サービス事業者物価高騰対策支援事業補助金53万5,000円で、物価高騰の影響を受けている配食サービス事業所への支援に要する経費でございます。

24、25ページをお願いします。3款2項2目児童措置費、(3)物価高対応子育て応援手当支給事業、物価高対応子育て応援手当補助金4,000万円でございます。物価高対応子育て応援手当支給事業に要する経費で、児童手当支給対象児童を養育する者に子ども1人当たり一律2万円を給付するものでございませう。

3目保育所費、(1)保育所保育事業、保育所等物価高騰対策事業補助金425万3,000円で、物価高騰の影響を受けている町内保育所等への支援に要する経費を補正するものでございませう。

26、27ページをお願いします。6款1項3目農業振興費、(2)農業者支援事業、農業者物価高騰対策支援事業補助金223万円、堆肥販売物価高騰対策支援事業補助金15万円でございます。物価高騰の影響を受けている農業者の支援を行うための経費でございます。

5目農地費、(1)土地改良事業、土地改良団体物価高騰対応支援補助金225万2,000円で、物価高騰の影響を受けている土地改良区及び土地改良組合への支援を行う経費でございます。

28、29ページをお願いします。7款1項2目商工振興費、(8)食料品等物価高騰対策支援事業、合計で9,434万7,000円となっております。食品等物価高騰対策支援事業補助金8,650万円で、食料品等の物価高騰による負担を軽減するための支援に要する経費でございます。町民1人5,000円の地域振興券を交付いたします。

36、37ページをお願いします。10款教育費、6項3目学校給食費、(4)学校給食費負担軽減事

業で、こちらは財源更正となります。

13款1項1目予備費、補正前の額に160万円を増額し、補正後の額を7,308万2,000円とするものです。

38ページの給与費明細書をお願いします。1、特別職の部分ですが、下段の比較の部分をご覧ください。比較の部分の期末手当等の列の町長等の欄でございますが、三役分で11万4,000円の増額となっております。

そして、議員さんの期末手当等でございますが、17万2,000円で、今回人事院勧告に基づくボーナス0.05月分の増額分となっております。

次に、39ページを御覧ください。2、職員、(1)総括でございます。比較の部分をご覧ください。給与費の報酬の比較部分952万5,000円ですが、こちらについては会計年度任用職員の増額分となります。

その右の1,540万円ですが、職員の給与の増額分で、その右、1,180万6,000円ですが、職員手当の増額分となります。

下段の職員手当の内訳を御覧ください。主なものについて説明します。まず、通勤手当ですが、支給額の改正に伴い、16万5,000円の増額となるものでございます。期末手当及び勤勉手当につきましては、合計でボーナス0.05月分の増額分で、期末手当599万1,000円、勤勉手当506万7,000円となっております。

以上をもちまして、議案第61号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) 13ページの財調の繰入れ後の金額って、ちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いしたいと思います。

21ページの障害者施設、介護サービス事業所、配食サービス、これは働いている職員、社員に回すというより、運営費として捉えているのかどうか伺いたいと思います。

27ページの農業の関係ですけれども、これは1人で農業をやっている方も物価高騰の影響を受けていると思うのですよね。そういう方も対象だというふうに理解してよろしいのでしょうか。土地改良のほうもちょっと同じ質問ですけれども。

29ページの地域振興券、これちょっとどういう経緯で地域振興券にしたのかを伺いたいと思います。これがいわゆるお米券のところに当たるのでしょうかね。お米券で、そうであるとすれば、どういう件でお米券をやめて振興券にしたのかをちょっと伺えればと思います。

それから、教育関係なのですけれども、保育所への物価高騰の支援金は出ているのですけれども、学童のほうはないのですよね。これ大丈夫なのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

12、13ページの財政調整基金の繰入金後の残額についてという質問だったかと思います。補正後の現在高は9億424万6,000円となります。

以上です。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからは、21ページの障害者施設等物価高騰対策支援事業並びに保育所関連の質問につきましてお答えいたします。

障害者施設に関しましては、施設事業の運営というところで、この事業を展開していく考えでございます。

また、24ページの保育所保育事業の中で保育所等物価高騰対策補助金ということで川口議員のご質問が、学童は入っていないのではないかとということだと思いますが、学童保育室につきましては、定例議会の中で人件費の部分の補正を組ませていただいております、特に事業費のほうでの部分は、今回は上げていないところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、農業関係の物価高騰の事業について説明いたします。

まず、農業者物価高騰対策支援事業補助金223万円でございます。こちらは、対象者が認定農業者並びに認定新規農業者ということで、いずれにしても町内の農業者でございまして、36の経営体がございます。個人、法人それぞれ分けて補助金のほうをこちらの物価高騰による農業資材の高騰を応援する補助金を交付するものでございます。

また、続きまして、堆肥販売価格高騰対策支援事業15万でございます。こちらは、過去にもやったのですけれども、南部堆肥生産利用組合で牛ふん堆肥を販売しております。1月、2月、こちらのほうが大変購入が多いこともありまして、そちらの特に一般会員、値段が1トン約5,500円ということで、それを3,000円に引き下げる。この1月、2月の間、一番値引き率が2,500円ということで、60トン販売するものに対して、15万円ということで補助しますので、こちらのほうは全ての農業者が対象になってございます。

最後に、土地改良の物価高騰の支援補助金でございますが、こちらの改良区が南部、中部、北部と3団体ございます。そちらの令和3年と令和7年の電気料ですね。特に農繁期、水利の管理でポンプを使って電気を使いますので、そちらの高騰の差額分、補助するものでございます。

なお、そのほかに5団体土地改良組合というのがございます。組合の中でも電気を使う組合が5団体ございます。そちらも令和3年の電気料と7年の差額の分について、今回補助するものでござ

います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 では、私のほうから20ページ、21ページのほうを、(15)介護サービス事業所等と(16)配食サービス事業所につきましてお答えさせていただきます。

どちらもエネルギー、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー、それと食材費等の物価高騰、それを支援するための事業所に対する補助でございます。

以上です。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、私のほうから28ページ、29ページの件をお答えいたします。

お米券でなく、商品券にした経緯ということですが、お米券につきましては、嵐山町内でまず使えるお店が少ないということと、買えるものも限られるということになります。商品券にしますと、嵐山町内参加されるお店どこでも使えますし、好きなものを買えるということで、使い勝手がいいということで商品券ということで形にいたしました。

以上です。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) 25ページの保育所の、保育所というより、学童の関係なのですが、人件費というのが出ていたと、前回の議会で、予算で。これは保育所の運営のほうに、事業のほうに回すお金ですよ、今回は。当然学童のほうもそれが必要ではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。ちょっとその辺、まだありますので。

それと、27ページの土地改良の関係の補助金なのですが、電気を使うと。冬場は電気使うのですか。ちょっと私はそんなに使わないのではないかなと思って。米というか、苗を植え、育つ段階で必要ではないかなと思っているのですが、ちょっと伺いたいと思います。

29ページのお米券は店が少ないと、なるほど、そう、そうだなって思いました。これはいつ頃町民に配布できるのでしょうか。どのような配布でやるのか、これ1人ということですから、どのような配布を考えているのか、方法を伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今回の物価高騰の関係につきましては指定管理事業者とも話をしまして、学童保育の指定管理をしておりますシダックスのほうで、今回のこの物価高騰分に関しては大丈夫だという回答をいただいている部分と、先ほどの12月の補正ということでお話をさせていただいた部分は、意味合いがちょっと違いますが、これまでも処遇改善の関係、指定管理のほうと話をしてくま

して、何とかその部分を乗り切ってきた様子であったのですけれども、処遇改善、今回はもし受けられるのであればというところがありましたので、そちらは12月で補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

いつ頃というお話なのですけれども、今回新たに商品券を作りますので、印刷の関係もあるのですけれども、こちらの目標としては、2月の下旬頃までに発送をしたいなというふうに考えています。

発送の仕方ですけれども、1人当たり5,000円分の商品券を発送しますけれども、世帯ごとに発送したいと考えております。簡易書留で世帯主様宛てに送る予定です。

以上です。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、土地改良の電気料について説明いたします。

確かに議員がおっしゃったとおり、冬場は水稻はしておりませんので、電気は使いません。8団体使う時期というのが4月から9月、それと5月から10月使う時期がございます、それぞれ土地改良の事情によって、その期間の電気料の差額を支給するものでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今の土地改良の件なのですが、これはあれになっていないですよ。年度を越えての予算のあれはなっていませんよ。今後していくということなのですかね。ちょっと確認ですけれども。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 こちらのほうは、7年度の栽培の電気の使用料ですので、遡っての支給になります。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかにございますか。

9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 13ページ、この1億1,169万9,000円の補正予算ですけれども、総務課長の冒頭の説明ですと、今回の嵐山の割当て分が約1億6,000何がしあって、4,961万3,000円は、令和8年に組み込むというような説明がございました。そのようになった経緯、説明いただきたいと思えます。

それと、一番はこの物価高騰で子育てのところに4,000万、2万円ずつ給付されるようになりまし

たけれども、これは時期的にはいつの時期でできるのか、お尋ねいたします。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

12、13ページの物価高騰対応重点支援地方臨時交付金1億1,169万9,000円、今補正でお願いするわけですが、国からは推奨メニュー分として1億6,131万2,000円が限度額として示されております。残りの部分4,961万3,000円、約5,000万ですが、こちらについては先ほど申しましたように、令和8年度の当初予算で組みさせていただきたいというふうに思っています。どうして今回の補正と新年度予算に組むかと申しますと、国のほうは物価高の影響を受けている人にできるだけ早く支給してくださいというふうに言っております。したがって、議員さんおっしゃるとおり、今補正で全て上げるのが一番ベストかと思いますが、今年度中に事業が実施できるものとできないものがございまして、すぐに実施できるものを今補正で上げさせていただいて、時間がかかる来年度に繰り越すような、すぐにプッシュ型でできないようなものについては、来年度考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから物価高対応子育て応援手当の関係でございまして。

こちらにつきましては、ご承知のことと思いますが、令和7年9月30日時点の児童手当の受給をしている父母等に対するものなのですが、お子様1人当たり2万円ということでございまして、7年の10月1日以降、令和8年の3月31日までに生まれる新生児も含めてということになっております。

ただいま予算計上させていただいた中で、まずシステム改修の時期が来年の2月になるということですので、このタイミングを計りまして、基本的に国のほうでは、対象世帯にこの応援手当金のチラシを送ることと、それから希望しない場合を想定して、希望しませんというその申立てとか、そういった書類をお送りしまして、それをお戻しいただくタイミングを計りますと、今回の補正を組ませていただきますが、実際の支給は3月の下旬になるものと考えております。

それにつきましては、今申し上げた、希望しない場合の送付の期間、これがおおむね2週間ほど取るということですので国が示しておりますので、システム改修の導入時期が2月の例えば上旬になってくれば、もう少し早くなると思うのですが、今のところ2月の下旬ぐらいの改修予定ということで予定が示されておりますので、こちらとしましても、その改修の時期を見込みまして想定をしておりますが、3月の25日の支払いでおおむね検討しているところでございまして。

また、公務員分につきましては児童手当を町で支給してございませんので、公務員分につきましては、所属する機関のほうで該当される方に令和7年の9月30日時点で児童手当を受給していたという証明書を発行する段取りになっております。それをもって、町のほうに申請をしていただくということでございまして、児童手当受給の方に関してはもう把握をしておりますので、その方については肅々と先ほど申し上げた、希望しないということを確認した上で、恐らくいらっしゃ

と思いますが、それを確認した上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうしますと、この約4,900万、私たちも新聞だとかの記事を見ていると、緊急性といいますか、いわゆる物価高にやっぱり対応するというような形で、今2兆円が今回組まれたわけですね。それで、その中で今の総務課長の説明ですと、一応嵐山町としては、取りあえず緊急性のある、いわゆる先ほど農業者の支援だったり、それから介護事業所を含めて網羅したと。今緊急、いわゆる3月までにできないものが翌年になるということになった場合、この緊急支援金は来るのでしょうかけれども、そういった年度をまたいで、この金額を4,961万3,000円を予算計上していくということについては、問題がないものかどうかということによろしいのでしょうか。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

今回約5,000万円、残りの5,000万円ですが、本省繰越しということで手続をしたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今、課長の説明で本省繰越しという言葉が出ましたけれども、それは補正予算とつなぐということですか、どういうことなのでしょう、その説明は。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 嵐山町で予算を組んで、次年度に繰り越すのではなく、国のほうで繰り越していただくという考え方です。

以上です。

○狛守勝義議長 12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校給食費の120万円の一般財源から国庫支出金への財源繰替えがありますけれども、更正というのかな、その理由は何でしょうか伺います。

○狛守勝義議長 1点でいいのですか。

○12番（渋谷登美子議員） はい、いいです。

○狛守勝義議長 答弁求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

国のほうから示されている重点支援地方交付金の中に学校給食費の補助というものも含まれております。12月議会でお米の高騰により給食費を上げるのではなく、その分を町が一般財源で補てんしたかと思っております。その分を今回の国の補助金を使って財源充当をさせていただきました。財源更正を

させていただきました。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかにありますか。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第61号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○狛守勝義議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第9、議案第62号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第62号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,533万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狝守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、議案第62号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の54、55ページをお願いいたします。2、歳出でございます。令和7年人事院勧告に準拠いたしまして、1款総務費、1項1目一般管理費は会計年度任用職員報酬12万9,000円を増額し、補正後の額を938万3,000円とするものです。

5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費は会計年度任用職員報酬7,000円を増額し、補正後の額を1,718万3,000円とするものです。

次に、9款予備費、1項1目予備費は、先ほど増額した額の合計を13万6,000円減額しまして、補正後の額を320万2,000円とするものです。

以上、細部の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○狝守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○狝守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狝守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第62号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狝守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狝守勝義議長 日程第10、議案第63号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第63号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第63号は、令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,456万

8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 それでは、議案第63号の細部につきましてご説明させていただきます。

補正予算書の60ページをお願いいたします。補正（第3号）につきましては、歳出のみを補正するものです。総務費と地域支援事業費を増額し、不足する額を予備費から充当するものとなります。

66、67ページをお願いいたします。2の歳出でございしますが、1款総務費で1事業、3款地域支援事業費で5事業、全て会計年度任用職員報酬を増額するものです。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員報酬を改定するため、年度末までに不足する金額を補正するものです。

一番下、6款予備費につきましては、歳出の増額により不足する額へ充当するため、58万6,000円減額するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第63号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第11、議案第64号 令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第64号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第64号は、令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、支出、事業費用に398万2,000円を追加し、総額を5億554万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出に64万5,000円を追加し、総額を7億1,550万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 議案第64号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の81ページをお願いいたします。収益的支出、1目原水及び浄水費の職員1名に係る人件費を31万9,000円追加し、補正後の額を1億1,943万6,000円とするものです。

2目配水及び給水費は、職員2名に係る人件費を62万1,000円追加し、補正後の額を6,471万4,000円とするものでございます。

3目総係費は、会計年度任用職員2名に係る報酬を16万4,000円追加して、職員3名に係る人件費を287万8,000円追加し、補正後の額を1億2,050万2,000円とするものでございます。

82ページをお願いいたします。資本的支出、1目事務費の職員2名に係る人件費を64万5,000円追加し、補正後の額を3,325万5,000円とするものでございます。

以上、議案第64号の細部説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第64号 令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第12、議案第65号 令和7年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第65号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第65号は、令和7年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、支出、事業費用に47万3,000円を追加し、総額を6億2,002万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 議案第65号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の96ページをお願いいたします。収益的支出、4目総係費の職員4名に係る人件費を47万3,000円追加し、補正後の額を6,862万6,000円とするものでございます。

以上、議案第65号の細部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第65号 令和7年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第13、発委第7号 嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規

則の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

森議会運営委員長、登壇願います。

〔森 一人議会運営委員長登壇〕

○森 一人議会運営委員長 それでは、発委第7号について提案説明を申し上げます。

発委第7号は、嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出についての件です。

裏面の新旧対照表を御覧ください。住民基本台帳カードの有効期間が令和7年12月末日をもって終了することに伴い、様式第3号、様式第13号、様式19号の改正を行うものです。

施行期日は令和8年1月1日からとし、改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとします。

以上で説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

森議会運営委員長、お引き取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発委第7号 嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

執行側が入るまでの休憩を暫時取ります。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時25分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○狛守勝義議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これもちまして、第1回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

(午前11時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員